

諮問第199号の答申
社会生活基本調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第199号による社会生活基本調査の変更（令和8年に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和7年10月10日付け総統労第81号により総務大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「社会生活基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

（2）理由等

ア 調査対象世帯数の変更

- a 本申請では、調査対象となる世帯数について、**図表1**のとおり、調査票A^{（注1）}にあつては86,000世帯から90,000世帯に、調査票B^{（注1）}にあつては5,000世帯から5,400世帯に増やす計画である。

（注1）調査票Aとは、1日の行動内容について、報告者が調査票にあらかじめ設けられた選択肢（行動の種類（20分類））に沿って記入するもので、調査実施後、当該選択肢に沿って集計される。また、調査票Aでは、過去1年間に行った生活行動の行動日数についても把握している（当該事項については、調査票Bでは把握していない）。

調査票Bとは、1日の行動内容について、報告者が自由記入するもので、調査実施後、調査実施者が、回答された内容について、あらかじめ定められた基準に従って、分類・格付け（最も細かい小分類は90分類）した上で集計する。また、調査票Aよりも細かく分類できることから、国際基準に沿った集計も行われている。

図表1 調査対象世帯数の増加

前回調査	今回調査（変更案）
【調査票A】 約86,000世帯 10歳以上の世帯員約183,000人 （母集団数：約5300万世帯、約1億1400万人）	【調査票A】 約90,000世帯 10歳以上の世帯員約183,000人 （母集団数：約5600万世帯、約1億1300万人）
【調査票B】 約5,000世帯 10歳以上の世帯員約11,000人 （母集団数：約5300万世帯、約1億1400万人）	【調査票B】 約5,400世帯 10歳以上の世帯員約11,000人 （母集団数：約5600万世帯、約1億1300万人）

- b 今回予定されている変更については、1世帯当たりの世帯員数が継続的に減少している中^{（注2）}、従前と同様の世帯員数の回答を確保しようとするものであり、
- i）世帯数は増加するものの世帯員数に変更はなく、調査全体としての報告者負担には変更が生じないこと

- ii) 世帯数の増加に伴い、調査実施者の事務負担の増加が見込まれるが、オンライン回答の促進などによる調査員及び地方公共団体の事務負担の軽減策も予定されていることから、おおむね適当である。

(注2) 令和3年調査(以下「前回調査」という。)の企画段階における1世帯当たりの10歳以上世帯員数は、2.14人(平成27年国勢調査結果)であったが、令和8年調査(以下「今回調査」という。)の企画段階においては、2.03人(令和2年国勢調査結果)に減少している。

- c) ただし、1世帯当たりの世帯員数が、将来も減少し続けると見込まれる状況を踏まえると、今後も同様の対応を続けることは、調査対象世帯数が増え続けることを意味する。そのため、調査対象世帯数の増加を踏まえた費用対効果の検証を行うなど、調査の持続可能性を検討する必要があることを、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

イ 調査の実施期間及び調査方法の変更

(ア) オンライン回答期間の延長

- a) 本申請では、図表2のとおり、1日の生活時間の行動内容を回答する対象日として、あらかじめ指定された「生活時間の指定日」(以下「指定日」という。)の翌日からオンライン回答締切までの期間(以下「オンライン回答期間」という。)を、3日間から6日間に延長するとともに、オンライン回答期間に、少なくとも1日は、土曜日又は日曜日(以下「土日」という。)が含まれるようにする計画である。

図表2 オンライン回答期間の延長(例)



- b) 今回の変更理由について、調査実施者である総務省は、前回調査の実施過程や実施後において、

- ① 3日間では短く、余裕を持った回答ができない
- ② 平日は仕事で回答できないため、土日まで待つてほしい

といった要望が、報告者自らや、報告者と直接やり取りをする地方公共団体の職員や調査員から多く寄せられたことや、オンライン回答を増やすことによって、その後の調査員活動の負担軽減にもつながるためとしている。

- c) 回答期間を延長すること自体については、生活時間の行動内容について詳細な回答を求めるという本調査の報告者負担の大きさを踏まえると、方向性としては是認できるものである。

しかし、一方で、指定日の詳細な行動内容の回答を求めるという本調査の特殊性を踏まえると、指定日から離れるほど、いわゆる「思い出し記入」が増えることになり、回答の正確性が低下するとともに、報告者負担が逆に大きくなる懸念も否定できない。

今回予定されている変更は、これら相反する要素のバランスを考慮して、延長期間を土日が含まれる範囲にとどめるとするものであることから、現時点では、おおむね適当である。

- d ただし、「思い出し記入」による回答の正確性が低下するおそれがあることを踏まえ、本調査の実施後に、オンライン回答期間の延長による効果を確認する必要があることを、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

(イ) スマートフォンで回答する際の電子調査票の改善

- a 本申請では、スマートフォンで回答する際の電子調査票（以下「スマートフォン版電子調査票」という。）について、調査票のイメージに沿った入力が可能となるよう、図表3のとおり、プルダウン方式からタップ方式に変更し、入力の利便性及び視認性の向上を図ることが計画されている（パソコンで回答する際の電子調査票については、変更はない。）。

図表3 スマートフォン版電子調査票の改善（タップ方式への変更）



（注3）画面は開発中のもの

- b 前回調査のスマートフォン版電子調査票においては、開発コスト及びスケジュールの制約の観点からプルダウン方式を採用していたが、同方式については、
- ① 画面遷移が多くなり、該当する時間を選択するまでに時間を要する
 - ② 調査票のイメージに沿った操作が行いにくい
- といった意見が見られたため、改善が必要とされていたものである。
- c 今回予定されている変更については、これら改善意見を踏まえて、スマートフォンから回答する際の利便性の向上に資するものであることから、適当である。

(ウ) 郵送回答を可能とすること等による回収率の向上

a 本調査においては、これまで、調査票の回収について、調査員による方法又はオンラインによる方法によることを原則とし、郵送回答は限定的なものとして扱ってきた。

しかし、本申請では、郵送回答を限定的な方法として取り扱う位置付けは変えないものの、以下の順番で調査を行うことで、回収率を向上させることを計画している（図表4を参照）。

- ① 前回調査同様、オンライン回答を先行し（回答期間の延長については、前記（ア）を参照）、
- ② その後に行う、調査員による回収期間を6日間から9日間に延長して、調査員による回収機会を拡大させた上で、
- ③ 期間の最終日になっても回収が見込めない世帯（前回調査では、基本的に②までの対応であったことから、未回収となっていた世帯）に対して郵送回答用の封筒を配布し、郵送回答を案内する。

図表4 調査票の回収手順の全体像



b 総務省は、この変更に係る背景及び理由について、以下のとおり説明している。

① 調査全体としての回収率に低下傾向がみられる状況^{（注4）}において、回収率の維持・向上は重要な課題である。

しかし、郵送回答については、図表5のとおり、調査票の集計除外率（回答された調査票のうち、著しく不備があり集計に含めることができない調査票の割合）が、他の回収方法に比べて高い状況にある。そのため、郵送回答の割合が増加すれば、結果精度に影響を及ぼす可能性があり、その全面的な導入は困難であると考えられる。

（注4）回収率は、平成23年調査で96.2%、平成28年調査で95.0%、令和3年調査で91.9%と低下傾向

図表 5 前回調査における回答方法別の集計除外率等（全国）

		オンライン	調査員 (封入提出 以外) (注5)	郵送	調査員 (封入提出)
生活時間 に係る部分 (調査票A、B)	回答数	52,281 件	72,193 件	8,148 件	53,403 件
	集計除外数	1,001 件	2,076 件	509 件	3,680 件
	集計除外率	1.9%	2.9%	6.2%	6.9%
生活行動 に係る部分 (調査票A)	回答数	49,633 件	68,789 件	7,328 件	50,584 件
	集計除外数	0 件	632 件	118 件	1,176 件
	集計除外率	0.0%	0.9%	1.6%	2.2%

(注5) 報告者が、調査員へ調査票を提出する際に、封をして提出した場合を「封入提出」（調査書類配布時の封筒等へ調査票を入れ、封をして提出するもの。）、それ以外を「封入提出以外」という。

- ② 一方で、郵送提出を一切認めないことで、未回収となるよりは、少しでも多くの調査票が提出されることで、調査結果の精度向上に資することが期待される。

また、郵送提出を許容することと併せて調査員による回収期間を延長し、調査員の訪問可能性を向上させることで、一層の回収率向上を図る。

- c 今回予定されている変更のうち、
- i) 調査員による回収期間の延長については、報告者との接触機会の可能性を増やすものであり、オンライン回答の推奨と並行して行うことで、結果として、集計除外率の高い郵送回答の割合を減らすことにも資すると考えられること
 - ii) 郵送回答を可能とすることについては、郵送回答に伴う懸念を考慮しつつ、回収率の向上との均衡の中で対応しようとするものであることから、適当である。

ウ 調査事項の変更

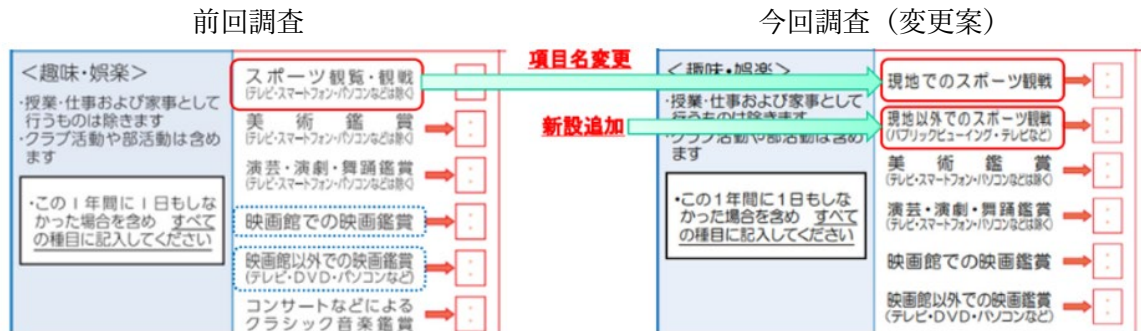
(ア) 過去1年間に行った生活行動のうち、スポーツ観戦に係る調査事項の拡充（調査票A）

- a 本申請では、調査票Aにおいて把握している過去1年間に行った生活行動の行動日数について、

- ① 「趣味・娯楽」において設けていた「スポーツ観戦・観覧（テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く）」の項目名を「現地でのスポーツ観戦」に改めるとともに、
- ② 「現地以外でのスポーツ観戦（パブリックビューイング・テレビなど）」を新たに追加すること

を計画している（図表6を参照）。

図表6 スポーツ観戦に係る項目の変更



(注6) 方法別の把握について、現行では、青点線枠のとおり、映画鑑賞の選択肢が「映画館での映画鑑賞」と「映画館以外での映画鑑賞」に分かれている。

b これについて、総務省は、

- ① サッカーワールドカップ、ラグビーワールドカップなどの人気イベントを背景に、パブリックビューイングの開催頻度が増えていると考えられること
- ② 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、インターネットを利用した直接観戦以外の観戦手段が普及し、現在もその傾向が続いていることを踏まえ、実態をより詳細に把握する必要があるためとしている。

c なお、本申請で追加される「現地以外でのスポーツ観戦」の例示として、「パブリックビューイング」と「テレビ」が併記されているが、審議の過程においては、

- ① 基本的に外出が伴うパブリックビューイングと、室内での視聴が想定されるテレビが並列していることから、「現地以外でのスポーツ観戦」の集計結果の解釈が難しくなるのではないかという意見や、
- ② 外出を伴うという観点に立てば、パブリックビューイングも「現地でのスポーツ観戦」に含めるべきではないかという意見

も示された。

これについては、

- i) スポーツ観戦が多様化している状況にあつて、従前把握していた「スポーツ観戦・観覧」（変更後にあつては「現地でのスポーツ観戦」）のみでは、スポーツ観戦に費やす活動状況の全体像を正確に把握しきれないこと
- ii) 従前把握していた「スポーツ観戦・観覧」には、テレビだけでなく、パブリックビューイングも含まないものとされており、調査結果の継続性の観点からは、選択肢の定義を変更することは望ましくないと考えられること
- iii) 上記の選択肢の定義に関連して、パブリックビューイングについては、基本的に外出が伴うため、特段の明示をしない場合、「現地でのスポーツ観戦」と誤記入される可能性があり、これまで同様、「現地でのスポーツ観戦」に含まれないことを明確にすることが、報告者の理解促進に資すると考えられることから、一定の合理性があると考えられる。

- d 今回予定されている変更については、過去の調査結果との継続性を担保する一方で、近年のスポーツの観戦方法の多様化へ対応し、実態をより正確かつ詳細に把握しようとするものであることから、適当である。

(イ) その他調査事項の変更（回答番号の変更及び世帯員数等の自計化）

＜A. 回答番号の変更＞

- a 本申請では、調査票Aにおいて把握する過去1年間に行った生活行動のうち、「21 学習・自己啓発・訓練」「22 ボランティア活動」及び「23 スポーツ 趣味・娯楽」の項目で用いる行動頻度の選択肢（「まったくしなかった」～「何日ぐらいしたかわからない」）の番号について、図表7のとおり、「1～9」から「0～8」に変更することを計画している。

図表7 回答番号の変更

前回調査	今回調査（変更案）
(1)この1年間に何日ぐらいしましたか (下の1～9の数字で記入) 1 : まったくしなかった 2 : 1～4日 3 : 5～9日 4 : 10～19日 (月に1日) 5 : 20～39日 (月に2～3日) 6 : 40～99日 (週に1日) 7 : 100～199日 (週に2～3日) 8 : 200日以上 (週に4日以上) 9 : 何日ぐらいしたかわからない	(1)この1年間に何日ぐらいしましたか (下の0～8の数字で記入) 0 : まったくしなかった 1 : 1～4日 2 : 5～9日 3 : 10～19日 (月に1日) 4 : 20～39日 (月に2～3日) 5 : 40～99日 (週に1日) 6 : 100～199日 (週に2～3日) 7 : 200日以上 (週に4日以上) 8 : 何日ぐらいしたかわからない

- b 総務省は、この変更に係る背景及び理由について、以下のとおり説明している。
- ① 平成28年の本調査では、過去1年間に行った生活行動の頻度の回答について、「0～8」の番号を用いていたところ、OCRによる読取の際に「0」が「6」と誤読されるケースが約80件発生したため、前回調査から「0」を使用せず、「1～9」の番号に変更した。
 - ② しかし、前回調査では、「21 学習・自己啓発・訓練」「22 ボランティア活動」及び「23 スポーツ 趣味・娯楽」が、行動頻度の程度に応じて、番号を選択させるのに対して、その直後の「24 旅行・行楽」が、実回数を回答させる設問形式になっているという相違に起因し、旅行に行かなかった場合、本来は「0」（0回という意味）と記入すべきところ、直前までの項目における「1～9」の選択肢に誘引されて、「1」と誤記入していると見られるケース（実際には旅行に行っていないのに、1回行ったものとして集計される可能性がある）が約2,500件発生し、「0」を「6」と誤読する前記①のケースを大きく上回ったことから、回答に用いる番号を「0～8」に戻すものである。

- c 今回予定されている変更については、前回の調査結果を踏まえた、誤回答を防止するための措置であることから、適当である。

＜B. 世帯員数等の自計化＞

- a 前回調査では、調査員が世帯に調査票を配布する際に、世帯員数と1人世帯（単身世帯）の状況についても併せて聞き取りを行っていたが、本申請では、**図表8**のとおり、プライバシー意識の高まり等から、調査員が調査世帯から聞き取ることが困難となっていることを踏まえ、これら世帯員数等について、報告者自らに回答を求めること（自計化）を計画している。

図表8 世帯員数等の自計化

前回調査

今回調査（変更案）

28 世帯員の数 ・10歳以上（あなたを含む）および10歳未満の世帯の人数を記入してください ・10歳未満の方がいない場合は「10歳未満」欄に「0」と記入してください	10月20日現在、病院に入院している人や社会福祉施設に入所している人などであってもその期間が3か月未満の場合は世帯員数に含めて記入してください 10歳以上 10歳未満
29 一人の世帯（単身世帯）の状況 ・あなたが一人の世帯（単身世帯）である場合のみ「単身赴任」か「その他」のいずれかに記入してください	単身赴任 その他

- b 今回予定されている変更については、調査の円滑化及び調査員の負担の軽減を図るものであり、また、報告者負担が過度に増加する内容ではないことから、適当である。

エ 集計事項の変更

（ア）国際比較に係る集計表の追加（調査票B）

- a 本調査では、国際基準に沿った集計も行っている調査票B（注1を参照）について、これまでは、Eurostat（欧州委員会の統計局）が策定した行動分類の基準であるHETUS（Harmonised European Time Use Survey）に対応した集計表（49分類）を公表してきた。

本申請では、2022年（令和4年）に、国際連合が、新たな国際基準であるMHI（Minimum Harmonized Instrument）を策定したことから、調査票Bについて、これまでのHETUSに対応した集計表の公表を継続しつつ、MHIに対応した集計表についても、参考として公表することを計画している。

- b 総務省は、この変更理由について、以下のとおり説明している。
- ① MHIは、生活時間統計に係る国際比較のための最小限の統一的な行動分類（25分類）であり、分類数は、HETUSより少ないものの、日本では、それほど一般的ではないと考えられる分類（例えば、「自家用製品を作ること」（ジャムを作る、チーズを作る等））も含まれ、当該分類については、出現率が低い可能性があり、精度的に十分なサンプルサイズが確保可能か現時点では明らかでない。
 - ② このため、今回の調査結果においては、参考集計表として公表し、将来的な位置付けについては、その結果を分析して検討することを予定している。
- c 今回予定されている変更については、
- i) 国際比較可能性を充実させるという調査票Bの目的に沿った対応であること
 - ii) 他方、初めて使用する国際基準であり、精度の観点から今回調査については参考集計表として試行的に公表した上で、将来的な位置付けについて判断しようとするものであること
- から、適当である。

(イ) 集計事項の充実（調査票A・B）

- a 本申請では、幅広い情報の提供及び国際比較可能性の向上のため、**図表9**のとおり、集計事項の充実を計画している。

図表9 集計事項の充実

変更趣旨	変更対象	変更内容	参考：追加される集計例
幅広い情報の提供	① 生活行動と「ふだんの健康状態」の、地域別の集計（調査票A）	「10歳以上」を集計対象に追加	過去1年間の生活行動（スポーツ、ボランティア等）及びふだんの健康状態（良い、普通等）をクロスさせた、都道府県別の10歳以上の行動者数
	② 生活時間に係る集計（調査票B）	「この日の行動の種類」を集計区分に追加	この日の行動の種類（仕事のある日、テレワーク等）別の行動者平均時間
国際比較可能性の向上	③ 「雇用されている人」を集計対象とした生活時間に係る集計（調査票A）	「教育」を集計区分に追加 ^(注7)	雇用されている者（正規職員、アルバイト等）の、最終卒業学校（高校、大学等）別の行動者平均時間
	④ HETUSに基づく生活時間に係る集計（調査票B）	「雇用形態」を集計対象に追加	雇用されている者（正規職員、アルバイト等）の、HETUSに基づく行動分類別の行動者平均時間

(注7) OECDが同旨のデータを整備しており、OECDに当該データを提供する予定

(注8) 集計事項の変更については、以上のほか、集計事項一覧における表現の適正化（集計表自体に変更はない。）を予定

- b 今回予定されている変更については、提供する情報を増やし、また国際比較可能性を向上させるものであることから、適当である。

2 今後の課題

(1) 調査対象世帯数に係る将来的な検討〔前記1(2)ア関連〕

本申請では、1世帯当たりの世帯員数の減少を踏まえ、調査対象世帯数を増やすことが計画されている。しかし、1世帯当たりの世帯員数の減少は、将来的にも継続すると見込まれ、今回と同様の対応を取ることを前提とすると、今後も、調査実施の都度、調査対象世帯数が増えていくことが想定され、世帯数増加に伴う費用や事務負担の増加と、回答を求める世帯員数の維持（結果精度の維持）との比較考量が必要と考えられる。

ついては、今後の調査の企画の際には、その都度、調査対象世帯数の増加数を踏まえた費用対効果及び調査実務の持続可能性の検証を行うなど、現在の調査対象世帯数の設定方法について検討する必要がある。

(2) オンライン回答期間の延長等に係る効果の検証〔前記1(2)イ関連〕

本調査では、報告者等からの要望を踏まえ、オンライン回答期間を3日間から6日間に延長するとともに、オンライン回答期間に、少なくとも1日、土日が含まれるようにすることが予定されている（前記1(2)イ(ア)）。

この変更によって回収率の向上が期待されるものの、「思い出し記入」によって回答の正確性が低下するおそれがあるため、本調査実施後に、回答の正確性や日ごとの回収率への影響など、期間の延長による効果の検証を行う必要がある。

なお、回答の正確性や回収率については、「スマートフォンで回答する際の電子調査票の改善」（前記1(2)イ(イ)）及び「郵送回答を可能とすること等による回収率の向上」（前記1(2)イ(ウ)）とも密接に関係すると考えられることから、それらも含めた調査期間及び調査方法の変更全般について効果を検証することが望ましい。